

「戦略的国際標準化推進事業」基本計画

1. 制度の目的・目標・内容

(1) 制度の目的

①政策的な重要性

「イノベーション創出総合戦略」（2006年6月・総合科学技術会議）において「イノベーションを結実させる政策の強化」として「新技術の利用促進、国際標準化など出口政策の強化」に基づいた政策の推進を図るべきとしているほか、「知的財産戦略」（2008年5月・総合科学技術会議決定）や「経済成長戦略大綱」（2008年6月改定・経済財政諮問会議報告）においても、国際標準化の重要性が示されている。

②我が国の状況

市場のグローバル化が進む中、我が国の産業競争力を維持・強化していくためには、我が国の製品の普及に必要・有効となる国際標準を整備していくことが不可欠である。しかしながら、現状では、我が国が技術開発力で世界をリードしていても、国際標準は欧州等他国主導の下で制定される場合が多く、我が国の技術や製品の世界市場獲得に繋がっていない場合が多い。

③世界の取り組み状況

WTO/TBT協定や国際市場における認証制度の影響力増加、ボーダレスなネットワーク等により、国際市場における国際規格の役割・影響が大きくなってきており、国際規格との適合が国際市場獲得の必須要件となる場合もあることから、欧州を始め、最近では中国、韓国等も国際標準化に積極的に取り組んでいる。

④本事業のねらい

本制度では、国際標準化に向けた研究開発等を実施することで、我が国の研究開発成果を国際市場に繋げるための国際標準化に早期に着手し、他国に先駆けて国際規格を整備することにより、その普及を図り、国内産業の国際競争力が強化されることを目的とする。

(2) 制度の目標

①過去の取り組み

平成16年度から、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）が実施した研究開発事業の成果の普及に係る標準化に取り組んできており、これまでに多くの国際標準案の提案を行ってきた。

②本制度の目標

我が国の研究開発による成果を国際市場に普及していくために必要・有効となる標準化を行い、研究開発成果を早期に上市し、国際市場の獲得に結びつけるための環境作りに寄

与することを目標とする。

③本制度以外に必要とされる取り組み

国際標準化への早期着手が重要であることから、NEDOにおける研究開発事業では、必要に応じて研究開発と同時並行的に国際標準化に向けた取組を行う。

なお、本事業や研究開発事業における国際標準化への取組での事例を国際標準化マネジメントガイドラインとして蓄積し、知識の共有化を図る。

また、特に高度な専門知識を要する場合は、外部の専門家をアドバイザーとし、必要となる対応を図る。

(3) 制度の内容

上記目標を達成するために、以下に示す3つの事業を実施する。

- i) NEDOの研究開発事業の標準化フォローアップ（以下「標準化フォローアップ」という）
- ii) 標準化研究開発
- iii) 標準化先導研究

なお、これら事業は、試験・評価方法、基準、プラットフォームの提案等、国民経済的には大きな便益がありながらも、民間企業の研究開発投資に見合うものが見込めない「公共財の研究開発」であり、委託事業として実施する。

① 制度の概要

i) 標準化フォローアップ

NEDOが実施していた研究開発事業の成果について、主として国際市場における普及を図るために必要・有効となる標準化のニーズを把握し、係る標準化を図るためのテーマ・仕様書を設定した上で、民間企業等から具体的事業計画等を公募・選定し、委託して実施する。

・対象：NEDOの研究開発事業の成果について普及を図るための国際標準化に係るテーマ

・NEDOの負担率：100%（委託事業）

・事業規模：1億円／年を上限の目安とする。

ii) 標準化研究開発

国内で実施していた研究開発事業の成果について、主として国際市場における普及を図るために必要・有効となる標準化のための研究開発ニーズを把握し、係る標準化を図るための研究開発課題を設定した上で、民間企業等からテーマを公募・選定し、委託して実施する。

・対象：我が国が開発した技術で国際的にも優位性があり、国際競争力の強化や社会的課題解決の促進などの観点から、我が国から国際標準提案を速やかに実施し、迅速に国際標

準化を進めることが重要であるものの、実証データが不足している等のために研究開発によって標準化を進める必要のあるもの。

- ・ NEDO の負担率： 100%（委託事業）
- ・ 事業規模： 1 億円／年を上限の目安とする。

iii) 標準化先導研究

国内で実施していた研究開発事業の成果について、主として国際市場における普及を図るために必要・有効と考えられる標準化の可能性調査に係る課題を把握し、係る標準化を図るための先導研究課題を設定した上で、民間企業等からテーマを公募・選定し、委託して実施する。

・ 対象：我が国が開発した技術で国際的にも優位性があり、国際競争力の強化や社会的課題解決の促進などの観点から、我が国から国際標準提案を速やかに実施し、迅速に国際標準化を進めることが重要であるものの、国際環境の把握が不足しているためなどの理由により標準化が進められていないもの。

- ・ NEDO の負担率： 100%（委託事業）
- ・ 事業規模： 1 千万円／年を上限の目安とする。

② 対象事業者

原則として、日本に登録されていて、日本国内に本申請に係る主たる標準化事業、研究開発のための拠点を有し、委託事業終了後、標準化を主体的に実施する事業者（単独または複数）とする。ただし、国外法人の特別の研究開発能力・研究施設等の活用、国際標準獲得等を目的に、必要な部分に関しては、国外法人との連携により実施をすることができる。

③ テーマの実施期間

1 年以内とする。（必要に応じて延長する場合がある。）

④ テーマの規模

標準化フォローアップ及び標準化研究開発の予算規模は 1 件につき年間 1 億円以下、標準化先導研究においては年間 1 千万円以下を目安とする。

2. 制度の実施方式

(1) 制度の実施体制

本制度は、NEDO が仕様書又は課題を設定し、単独ないし複数の原則本邦の標準化機関並びに企業、大学等の研究機関（原則、本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別の研究開発能力、研究施設等の活用または国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。）から、公募によって標準化テーマ・計画及び実施者を選定し、当該法人等がそれぞれのテーマの達成目標を実現すべく標準化活動、研究開発、先導研究等を委託により実施する。

(2) 制度の運営管理

本制度の管理・執行に責任と決定権を有するNEDOは、経済産業省及び事業実施者と密接な関係を維持しつつ、本制度の目的及び目標に照らして適切な運営管理を実施する。また、必要に応じて、NEDOに設置される技術検討委員会等における外部有識者の意見を運営管理に反映させる等を行う。具体的には以下の事項について運営管理を実施する。

①テーマ・計画の公募・採択

- a) ホームページ等のメディアの最大限の活用等により公募を実施する。また、公募に際しては、NEDOのホームページ上に、原則として公募開始の1ヶ月前（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く）には公募に係る事前の周知を行う。
- b) NEDO外部からの幅広い分野の優れた専門家・有識者の参画による、客観的な審査基準に基づく公正な選定を行う。特に、本事業の成果が国際標準等に結びつき、我が国産業の競争力強化や社会基盤整備に資するテーマを選定する。
- c) 公募締切から70日以内での採択決定を目標とし、事務の合理化・迅速化を図る。
- d) 選定結果の公開と不採択研究開発テーマの応募者に対する明確な理由の通知を行う。
- e) 予算規模に応じて年間複数回の採択を行う。

②テーマ・計画の評価

NEDOは、技術的及び政策的観点から、事業の意義、目標達成度、成果の意義並びに将来の産業への波及効果等について、外部有識者による厳正な評価を適時適切に実施するとともに、その評価結果を踏まえ必要に応じてテーマの加速・縮小・中止等見直しを迅速に行う。

③課題の見直し

NEDOは、必要に応じ、技術課題・テーマの見直しを行う。

3. 制度の実施期間

平成22年度

4. 制度評価に関する事項

NEDOは、政策的観点から見た制度の意義、目標達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を制度評価指針に基づき、原則、内部評価により毎年度、実施する（事後評価を含む）。

また、評価結果を踏まえ、必要に応じて制度の拡充・縮小・中止等見直しを迅速に行う。なお、評価の時期については、本制度に係る政策動向や本制度の進捗状況等に応じて、適宜見直すものとする。

5. その他の重要事項

(1) 研究開発成果の取り扱い

① 共通基盤技術の形成に資する成果の普及

得られた研究成果のうち、実現手法の確立・体系的整理等の共通基盤技術に係る研究開発等の成果については、NEDO、実施者とも普及に努めるものとする。

② 知的基盤整備事業又は他の標準化等との連携

得られた研究開発等の成果については、知的基盤整備又は他の標準化等との連携を図るため、データベースへのデータの提供等を積極的に行う。

③ 知的財産権の帰属

委託研究開発の成果に関わる知的財産権については、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書」第25条の規定等に基づき、原則として、全て委託先に帰属させることとする。

(2) 基本計画の変更

NEDOは、制度の妥当性を確保するため、社会・経済的状況、内外の研究開発動向、政策動向、評価結果、事業費の確保状況、当該事業の進捗状況等を総合的に勘案し、制度内容、実施方式等、基本計画の見直しを弾力的に行うものとする。

(3) 根拠法

本制度は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第1項第1号、第2号及び第9号に基づき実施する。

6. 基本計画の改定履歴

(1) 平成22年2月、制定。

(2) 平成23年1月、改定。